

京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に基づき、研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「本規程」という。）において「研究活動上の不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 研究活動上のデータ、研究結果等の捏造、改ざん又は盗用
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠滅、廃棄及び未整備を含む。）
- (3) 同一内容もしくは極めて類似すると認められる研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿するなどの重複発表、論文著作者が適正に公表されないオーサiershipなどの不適切な取扱い
- (4) 学外の研究費の配分機関（以下「資金配分機関」という。）への虚偽の申請・報告
- (5) 研究費の不正使用
- (6) その他学長が「研究活動上の不正行為」と定めた事項に関すること

2 前項第1号及び第5号の用語の定義については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 「研究費の不正使用」については、「京都ノートルダム女子大学公的研究費等の取扱規程」に定める。

3 本規程における「部局等」とは、各学部、研究科、各センターをいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、行動規範及び研究倫理規程第5条を遵守するとともに、研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚し、研究活動の行動規準として研究活動しなければならない。

2 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（この項において「研究データ」という。）を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。研究データの保存期間等については、別に定める。

(責任と権限)

第4条 本学における研究活動上の不正行為の防止をするために最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者等を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止に関し、本学全体を統括するものとし、副学長をもって充てる。ただし、副学長の任命がないときは、教授の中から学長が指名する。

- (3) 部局責任者は、当該部局における研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有するものとし、各学部長、課程長、研究科長及び各センター長をもって充てる。
 - (4) 研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。
 - (5) 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、部局責任者、コンプライアンス責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究不正の防止等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止)

第5条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するための計画を策定し、教職員に周知するものとする。

- 2 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するために次の業務を行う。
- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 不正防止計画の推進に関すること。
 - (3) 不正防止計画の検証に関すること。
 - (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
 - (5) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
 - (6) 研究活動上の不正行為防止のためのルール等を教職員に周知に関すること。
 - (7) 研究活動上の不正行為を防止するために、教職員を対象とした研修会を実施するものとする。

(相談窓口の設置)

第6条 本学における研究活動上の不正行為等に関する相談受付の窓口（以下「相談窓口」という。）は、研究推進課に設置し、統括管理責任者のもとに研究推進課長がその任にあたる。

- 2 相談窓口に関する事項は、別に定める。

(告発受付窓口の設置)

第7条 研究活動上の不正行為等に関する告発を学内外から受け付ける窓口は、統括管理責任者のもとに研究推進課に設置し、研究推進課長がその任にあたる。受け付けた告発については、速やかに統括管理責任者を経て最高管理責任者に報告する。

- 2 告発受付窓口に関する事項は、別に定める。

(研究活動上の不正行為等の調査)

第8条 研究活動上の不正行為等の調査については京都ノートルダム女子大学研究倫理委員会のもと、不正行為に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）が行う。

- 2 調査委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(権限による調査)

第9条 最高管理責任者は、通報等の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究不正があると認められるときは、当該行為に係る調査を調査委員会に命ずることができる。

(措置)

第10条 研究活動上の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して京都ノートルダム女子大学就業規則等関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

る。

(内部監査体制)

第11条 本学における研究活動上の不正行為（第2条第1項第5号に規定する「研究費の不正使用」は除く。）の防止のために内部監査を実施する。

2 内部監査は学長が本学の教授及び准教授の中から任命し行う。

3 内部監査は研究活動上の不正行為の発生要因の把握とその対策に留意して行うものとする。

4 監査員は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(事務)

第12条 研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為に関する事務は、研究推進課が行う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、大学評議会の議を得て、学長が決定する。

附 則（平成27年3月18日制定）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月21日改正）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年1月25日改正）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月16日改正）

この改正は、令和4年11月16日から施行する。

附 則（令和5年9月20日改正）

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月18日改正）

この改正は、令和5年4月1日から適用する。